

2025年3月期に係る総会前開示の状況と今後の金融庁の取組

金融庁 企画市場局 企業開示課 課長補佐 小林 法之
金融庁 企画市場局 企業開示課 課長補佐 金子 慧史
前金融庁 企画市場局 企業開示課 専門官 清野 恭平
前金融庁 企画市場局 企業開示課 係長 三木 俊人
金融庁 企画市場局 企業開示課 係員 中村 拓巳

I. はじめに

企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、形式的な対応にとどまらない、企業と投資家の双方の取組におけるコーポレートガバナンス改革の実質化が重要であると考えられる。

有価証券報告書については、近年、コーポレートガバナンスの観点等から、投資判断に必要な情報の拡充が図られてきており^①、足元では、サステナビリティ開示基準に基づく開示及び保証の導入も検討されている。このような記載事項の拡充により、投資家の意思決定のための有価証券報告書の重要性は増しているところ、企業と投資家の建設的な対話のさらなる充実のため、有価証券報告書による情報開示が定時株主総会前に開示される必要性も高まっている^②。

こうした点を踏まえ、2024年12月に設置した「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）において、総会前開示に係る課題及び具体的な施策について実務的な検討

を行うとともに、本年3月には、加藤金融担当大臣より全上場会社に対して「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」(以下「大臣要請」という。))を发出した。

本稿では、大臣要請を受けた2025年3月期に係る企業の総会前開示の状況と今後の金融庁の取組について解説する。なお、本稿において、意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であることをあらかじめ申し添えておく。

II. 2025年3月期に係る総会前開示の状況

大臣要請では、有価証券報告書の提出は株主総会の3週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、株主総会同日又は数日以内の提出が9割以上を占めている足元の状況を踏まえ(図表1参照)、取組の第一歩として、今年から、まずは株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討の要請を行った。また、企業負担の合理的な軽減策を含めた対応策の検討を官民の関係者と連携して行うこと、2025年3月期以降の

① 例えば、ガバナンス情報に係る記載の拡充(役員報酬、政策保有株式、取締役会等の活動状況等)、監査報告書におけるKAM(監査上の主要な検討事項)の導入、サステナビリティ情報の開示(人的資本・多様性、気候変動等)の導入が行われている。

② また、定時株主総会後に有価証券報告書を開示するという我が国の運用は諸外国においては見られないため、海外機関投資家からの有価証券報告書の定時株主総会前の開示(以下「総会前開示」という。)を求める声がより強くなってきているところ、企業努力による情報開示の充実が、総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていない現状があると考えられ、我が国の運用をグローバルな水準に揃えることによって日本市場への評価を高めていく必要がある。

【図表 1】 総会前開示の状況(～2025年 2 月期)

- 大臣要請の発出前においても、有価証券報告書の定時株主総会前の開示(以下「総会前開示」という。)を行っている上場企業の数、従前より微増傾向にある。
- 総会前開示を行っている場合でも、総会数日前であることが多く、1週間以上前の提出は21社のみ。

【有価証券報告書の提出時期調べ(23年3月期～25年2月期)】 ※総会同日又は数日以内の開示が9割以上

決算期		企業数	総会前開示	比率	総会同日	総会+1日	総会+2日	総会+3日
23年度	23.3	2,325	33	1.4%	1,122	819	54	215
	合計	3,913	48	1.2%	1,746	1,503	110	357
24年度	24.3	2,312	42	1.8%	1,126	887	48	155
	24.4	42	0	0.0%	16	15	1	7
	24.5	91	2	2.2%	33	39	0	11
	24.6	168	4	2.4%	68	63	0	29
	24.7	58	0	0.0%	25	16	2	12
	24.8	95	0	0.0%	34	49	3	6
	24.9	201	2	1.0%	77	67	10	28
	24.10	67	1	1.5%	26	29	3	4
	24.11	65	1	1.5%	29	33	0	0
	24.12	546	9	1.6%	239	184	18	85
	25.1	65	2	3.1%	20	19	3	15
	25.2	219	18	8.2%	54	116	7	16
	合計	3,929	81	2.1%	1,747	1,517	95	368

(前期)

(注) 個別事情により結果として総会前開示となった企業は、企業数には含めているが、総会前開示には含めていない。(出典)金融庁作成。23.3月期はEY新日本監査法人

【総会前開示を実施している81社の内訳(24年3月期～25年2月期)】

	1日前	2日前	3日前	4日前	5日前	6日前	7日前	8日以上前
企業数	27	14	4	5	3	7	10	11

有価証券報告書の提出状況の実態把握を行い、有価証券報告書レビューにおいて調査を行うなどの対応を検討していくことについても示している。

金融庁では、大臣要請を受けた企業の動向をフォローしており、本年 7 月 15 日、2025 年 3 月期に係る総会前開示の実施状況を集計し、公表した(図表 2、3 参照)。

集計では、総会前開示を行った 3 月期決算会社は、全体の 57.7%と過半を超えており、前期の 1.8%に比して著しく増加している。また、プライム上場企業で見ると 69.6%が総会前開示を行っている。総会の何日前に有価証券報告書を開示しているかについては、大部分は株主総会の前日ないし数日前となっているが、1 週間以上前に開示を行った会社も 44 社と増加している(前期 11 社)。こうした企業努力により、総会前開示の取組が進展していることに感謝したい。

Ⅲ. 今後の金融庁の取組

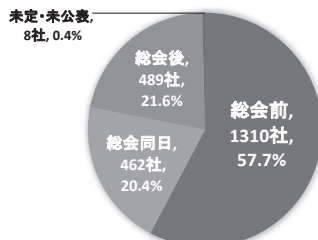
次に、本年 6 月に開催した第 3 回連絡協議会では、金融庁としての今後の取組方針を公表しているため、これについて解説する(図表 4 参照)。

当該資料では、有価証券報告書の開示は、定時株主総会の招集通知と同時期であり、会社法上の事業報告等との一体開示が可能となる総会 3 週間以上前が最も望ましいことを示しつつ、総会開催日の後倒しによる総会 3 週間以上前の有価証券報告書の開示(有報開示後の総会)を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられることを述べている。ここで「有報開示後の総会」としている趣旨は、有価証券報告書の開示時期の前倒しによる総会前開示(図表 5 の①・②参照)では、総会 3 週間以上前の有価証券報告書の開示を実現できる企業は限定的であると考えられるため、定時株主総会の後倒しによって有価証券報告書の作成スケジュールを変えずに総会 3 週間以上前の開示を実現する方法(図表 5 の③参照)を企業が容易に取れるようにするための施策の実施等に取り組

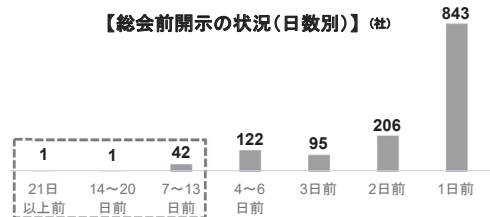
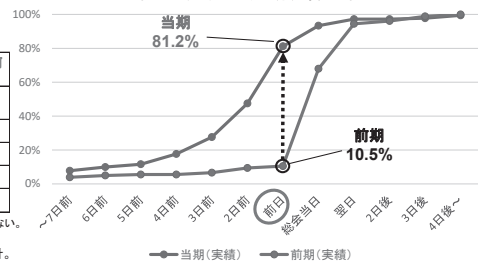
【図表2】2025年3月期に係る総会前開示の状況①

- 大臣要請を受け、総会前開示を行った3月期決算会社は全体の57.7%となり、前期に比して著しく増加(前期は1.8%)。
- 市場別で見ると、プライム上場企業の69.6%が総会前開示を行った。
- 総会数日前の開示であることが多いが、1週間以上前に開示した会社も44社に増加(前期は11社)。
- 日経225を構成する企業のうち81.2%が総会前開示を行った(前期は10.5%)。

【有価証券報告書の開示時期】



【総会前開示の状況(日数別)】(社)

【有価証券報告書の累積開示率】
(日経225銘柄・3月期決算会社)

【総会前開示の状況(市場別)】

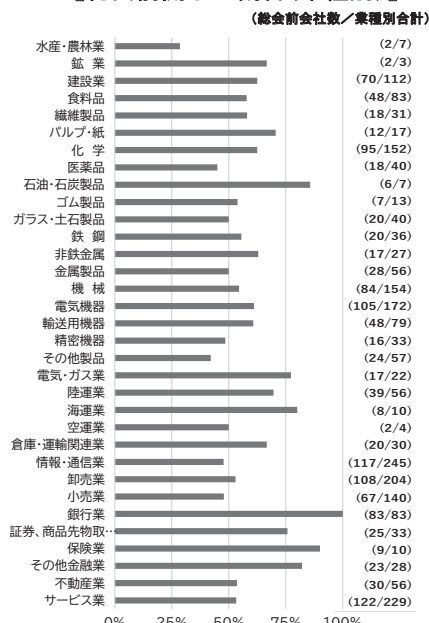
	21日 以上前	14～20 日前	7～13 日前	4～6 日前	3日前	2日前	1日前	総会前 会社数	総会当日 総会後	合計	総会前 割合
3月期 決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
プライム	1	1	33	81	62	138	460	776	336	1,115	69.6%
スタンダード	0	0	7	32	23	62	311	435	482	922	47.2%
グロース	0	0	1	7	8	5	52	73	105	178	41.0%
その他市場	0	0	1	2	2	1	20	26	28	54	48.1%

(注)「合計」欄には、集計時点で有価証券報告書を開示していない会社を含む。個別事情のある会社は総会前に含めていない。

(出典)3月末日を決算期とする上場会社の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

【図表3】2025年3月期に係る総会前開示の状況②

【総会前開示の割合(業種別)】



【総会前開示の状況(時価総額別)】

	21日 以上前	14～20 日前	7～13 日前	4～6 日前	3日前	2日前	1日前	総会前 会社数	総会当日 総会後	合計	総会前 割合
3月期 決算会社	1	1	42	122	95	206	843	1,310	951	2,269	57.7%
3兆円～	1	0	4	8	8	13	17	51	12	64	79.7%
1～3兆円	0	1	6	6	4	15	30	62	15	77	80.5%
5千億～1兆円	0	0	3	8	8	11	40	70	19	89	78.7%
～5,000億	0	0	29	100	75	167	756	1,127	905	2,039	55.3%

(注)「合計」欄には、集計時点で有価証券報告書を開示していない会社を含む。時価総額は2025年6月末時点。

【総会1週間以上前に開示を行った会社一覧】

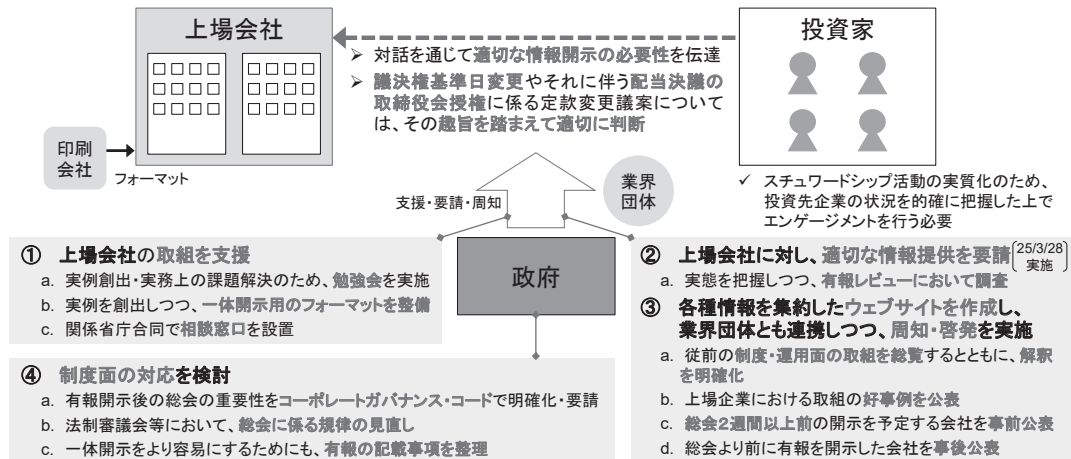
開示時期	社数	会社名(五十音順)
21日前	1社	HOYA
14日前	1社	T&Dホールディングス
13日前	1社	ZOZO
9日前	1社	トレイダーズホールディングス
8日前	4社	コンコルディア・フィナンシャルグループ、四国銀行、十六フィナンシャルグループ、ニチレイ
7日前	36社	アイティフォー、アルファポリス、阿波銀行、池田泉州ホールディングス、ウェルディッシュ、大林組、オリックス、群馬銀行、コニシ、さくらケーシーエス、滋賀銀行、七十七銀行、信越化学工業、図研、住信SBIネット銀行、西華産業、大成建設、大和ハウス工業、TANAKEN、ちゅうぎんフィナンシャルグループ、蝶理、ティラド、ナカボテック、ニチレキグループ、日本取引所グループ、日本ライフライン、ブルボン、豊和銀行、北洋銀行、MARUWA、みずほフィナンシャルグループ、三井住友フィナンシャルグループ、武蔵野銀行、山口フィナンシャルグループ、山善、ヤマトホールディングス

(注)いずれの表においても、個別事情のある会社は総会前に含めていない。

(出典)3月末日を決算期とする上場会社の有価証券報告書及び臨時報告書。2025年6月末時点で集計。

【図表4】「有報開示後の総会」を実現するための今後の取組について

- ❑ 投資家の意思決定に必要な時間を十分確保し、定時株主総会での議決権行使に役立てるためには、有報の開示は、総会の招集通知と同時期であり、一体開示が可能となる総会3週間以上前が最も望ましい。
- ❑ その実現のためには、株主総会より前に有報が開示される慣行の醸成も重要であることから、本年3月28日に金融担当大臣より「株主総会前の適切な情報提供について(要請)」を发出し、取組の第一歩として、本年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することの検討を要請。
- ❑ 今後、要請を受けた企業の対応状況を把握しつつ、総会開催日の後倒しによる総会3週間以上前の有報開示(有報開示後の総会)を容易にするための施策の実施等に取り組んでいくことが考えられる。



んでいくということにある^③。

このような観点から、事例に即した勉強会を行って上場会社の取組を支援するほか、金融庁のウェブサイトにおいて周知・啓発活動を行うとしている(図表4の①・③参照)。ウェブサイトでは、総会2週間以上前に有価証券報告書の開示を予定している会社について、総会の前月末を目途に事前公表しているほか、定期的に総会前開示を行った会社の実績についても紹介しているので参照されたい^④。

さらに、制度面の対応を検討することとしており、コーポレートガバナンス・コードの見直しを検討すること、法務省の法制審議会等^⑤において株主総会に係る規律の見直しを検討すること(例えば、書面交付請求制度のあり方の検討や

一体開示等に係る制度横断的な検討を行うことが考えられる。)、有価証券報告書の記載事項の整理を検討すること等を今後の取組として示している(図表4の④参照)。なお、コーポレートガバナンス・コードの見直しについては、本年6月30日に「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025」を公表し、総会前開示を含む今後のコーポレートガバナンスに関わる取組を示しており^⑥、有価証券報告書の記載事項の整理の検討については、本年6月25日に開催された第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合^⑦における「企業情報の開示のあり方に関する検討」に関する諮問の対象に含まれている。

また、株主総会より前に有価証券報告書が開

③ 図表5の④の決算期前倒しによる方法は、総会開催日を動かさずに決算期を動かす方法であり、12月期決算会社が③の総会后倒しを行う場合とスケジュールは同様である。

④ 有価証券報告書の定時株主総会前の開示について

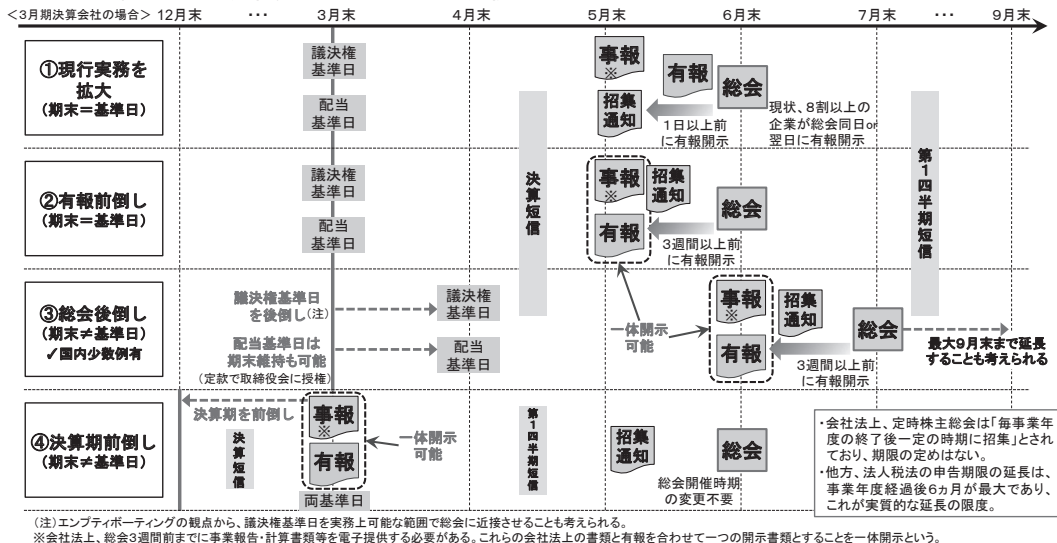
⑤ 法制審議会—会社法制(株式・株主総会等関係)部会

⑥ コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025の公表について

⑦ 第55回金融審議会総会・第43回金融分科会合同会合 議事次第

【図表5】総会前開示の実現方法

- 有報を定時株主総会前に開示するためには、下図①～④の方法が考えられる(いずれも現行法上可能)。
- ①であっても、総会での有報の参照が可能となり質疑が効率化するなど、一定の意義があると考えられるが、投資判断に必要な時間を十分確保するためには、3週間以上前の開示が望ましい(一体開示も可能となる)。
- 総会3週間以上前の開示を、②～④のいずれの方法によって実現するかは任意であり、当該会社においてその事情を踏まえ、実務負担の少ない方法を選択できる。



示される慣行の醸成も重要であることから、大臣要請で示した株主総会の前日ないし数日前の有価証券報告書の開示についても、引き続き、取組の第一歩として進めていくこととしている。この点については、Ⅱ.で紹介したように企業の開示状況の実態把握を行いつつ、有価証券報告書レビューにおいて、各社の検討状況を調査していく。有価証券報告書レビューの実施については、本年4月1日に実施スケジュールや調査票の内容を公表しているので参照されたい^⑧。

Ⅳ. おわりに

総会前開示についての検討は、2009年の金融審議会報告^⑨において、「株主・投資者に対する経営者の説明責任の徹底の観点から、金融

商品取引法上の有価証券報告書・内部統制報告書を株主総会への報告事項にすべき」との指摘を受けたことが端緒の一つであり、以来、様々な取組が行われてきた^⑩。また、近年では、定時株主総会後に有価証券報告書が開示されるという運用は諸外国では見られないため、海外機関投資家からの総会前開示を求める声が強くなってきている。

企業努力による情報開示の充実が、総会前開示が行われていないことを理由に適正に評価されていない現状があると考えられることから、我が国の運用をグローバルな水準に揃えることによってコーポレートガバナンスの実質化が進み、日本市場への評価が高まることを期待したい。

⑧ 有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項等(識別された課題への対応にあたって参考となる開示例集を含む)及び有価証券報告書レビューの実施について(令和7年度)

⑨ 「金融審議会金融分科会 我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告 ～上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて～」

⑩ 有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた施策等の一覧